一～十二の二　（略）	一～十二の二　（略）
十二の三　（一Ｓ・四Ｓ・一〇Ｓ・一六Ｅ・二一Ｒ）－七－〔（二Ｚ）－エチリデン〕－四・二一－ビス（一－メチルエチル）－二－オキサ－一二・一三－ジチア－五・八・二〇・二三－テトラアザビシクロ〔八・七・六〕トリコス－一六－エン－三・六・九・一九・二二－ペンタオン（別名ロミデプシン）の製剤であつて、一バイアル中（一Ｓ・四Ｓ・一〇Ｓ・一六Ｅ・二一Ｒ）－七－〔（二Ｚ）－エチリデン〕－四・二一－ビス（一－メチルエチル）－二－オキサ－一二・一三－ジチア－五・八・二〇・二三－テトラアザビシクロ〔八・七・六〕トリコス－一六－エン－三・六・九・一九・二二－ペンタオンとして一一ｍｇ以下を含有するもの	（新設）
十二の四～十二の十二　（略）	十二の三～十二の十一　（略）
十二の十三　〔一－（エチルスルホニル）－三－〔四－（七Ｈ－ピロロ〔二・三－ｄ〕ピリミジン－四－イル）－一Ｈ－ピラゾール－一－イル〕アゼチジン－三－イル〕アセトニトリル（別名バリシチニブ）及びその製剤	（新設）
十二の十四～十二の四十三　（略）	十二の十二～十二の四十一　（略）
十三～二十六の四十　（略）	十三～二十六の四十　（略）
二十六の四十一　Ｎ－〔四－〔（二Ｒ Ｓ）－一－（二・四－ジアミノプテリジン－六－イル）ベンタ－四－イン－二－イル〕ベンゾイル〕－Ｌ－グルタミン酸（別名プララトレキサート）の製剤であつて、一バイアル中Ｎ－〔四－〔（二Ｒ Ｓ）－一－（二・四－ジアミノプテリジン－六－イル）ベンタ－四－イン－二－イル〕ベンゾイル〕－Ｌ－グルタミン酸として二〇ｍｇ以下を含有するもの	（新設）
二十六の四十二　（略）	二十六の四十一　（略）
二十七～百三十六　（略）	二十七～百三十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
一～三十三　（略）	一～三十三　（略）
三十四　（一Ｓ・四Ｓ・一〇Ｓ・一六Ｅ・二一Ｒ）－七－〔（二Ｚ）－エチリデン〕－四・二一－ビス（一－メチルエチル）－二－オキサ－一二・一三－ジチア－五・八・二〇・二三－テトラアザビシクロ〔八・七・六〕トリコス－一六－エン－三・六・九・一九・二二－ペンタオン（別名ロミデプシン）及びその製剤	（新設）
三十五～六十四　（略）	三十四～六十三　（略）
六十五　Ｎ－〔四－〔（二Ｒ Ｓ）－一－（二・四－ジアミノプテリジン－六－イル）ベンタ－四－イン－二－イル〕ベンゾイル〕－Ｌ－グルタミン酸（別名プララトレキサート）及びその製剤	（新設）
六十六～百六十一　（略）	六十四～百五十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第七十号）の施行に伴い、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二